

令和2年度第1回

札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時 2020年5月25日（月）午後3時開会

場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

出席者 委員 8名

松久委員長、阿部委員、飯田委員、貝澤委員、北委員、小樋山委員、
多原委員、本田委員

市側 8名

市民生活部長、アイヌ施策課長、企画係長、制度担当係長、収納対策
担当係長 ほか

傍聴人 7名

1. 開 会

○松久委員長 定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

初めに事務局からご連絡があります。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の大場です。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員会の成立についてご報告させていただきます。

委員会規則第4条第3項におきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は、永宮委員から遅参もしくは欠席、八代委員から欠席というご報告を受けております。現在のところ8名の委員の方が出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、次第、右上に資料番号を振っておりますが、資料1として令和元年度札幌市アイヌ施策年次報告書、資料2としてアイヌ施策推進地域計画、資料3として札幌市アイヌ施策推進地域計画の令和元年度数値目標の達成状況、資料4として次期札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方、資料5としてA3判横の第2次札幌市アイヌ施策推進計画の体系の変更点、資料6としてA4判横の計画の構成、資料7として第2次札幌市アイヌ施策推進計画（案）、次に、前回の委員会でお配りするとお伝えしておりました札幌市アイヌ政策推進交付金事業計画、最後に、参考資料として、現在の札幌市アイヌ施策推進計画となっております。

資料に不足がございましたらお知らせ願います。

それでは、松久委員長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○松久委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

令和元年度札幌市アイヌ施策年次報告について、説明をお願いいたします。

○事務局（一條企画係長） 企画係長の一と申します。

令和元年度札幌市アイヌ施策年次報告につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1をご覧ください。

この資料は、昨年度に札幌市が取り組んだアイヌ関連施策について、札幌市アイヌ施策推進計画の体系に沿ってまとめたものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

施策目標1の市民理解の促進、推進施策1の伝統文化の啓発活動の推進から順にご説明させていただきます。

1のアイヌ文化体験講座の実施では、アイヌ民族の方に講師となっていただきまして、刺しゅうや木彫り、歴史等の講座をアイヌ文化交流センターや区民センターで開催しました。

2のアイヌ文化交流センターイベントの実施では、アイヌ民族の方々にアイヌミュージック、古式舞踊、ムックリなどを披露していただいたほか、刺しゅうなどの製作体験などを実施しました。

2ページに移りまして、3のアイヌ民族古式舞踊（輪踊り）の実施では、アイヌ文化交流センターにおいて、来館者に対して古式舞踊を披露するとともに、参加者自身にも体験していただくための輪踊り体験を実施しております。

4の小中高校生団体体験プログラムの実施では、小中高校生の児童生徒にアイヌ文化交流センターに来館していただき、アイヌ民族の伝統楽器の演奏ですとか、古式舞踊の披露など、アイヌ伝統文化を体験してもらうためのプログラムを実施しました。

5の小中高校生団体出前体験プログラムの実施では、先ほどご説明した4のプログラムに参加が困難な学校に対し、アイヌ民族の方々に講師となっていただきまして、学校に向き、伝統楽器の演奏等を実施しております。

次に、3ページから5ページにかけては、それぞれ実績を記載した表でございますので、詳細については、時間の都合上、割愛させていただきます。

次に、5ページ目の6の公共空間を利用した情報発信では、各種イベントを通じて、アイヌ伝統文化の情報発信を行っております。

まず初めに、サッポロビール様のご協力を賜りまして、サッポロビール道産子感謝DayのふるさとPRステージにおきまして、アイヌ文化交流センターの紹介とアイヌミュージックのライブを行っております。

次に、さっぽろ雪まつり期間中には、大通会場2丁目におきまして、雪像の制作やアイヌミュージックライブ、アイヌ料理の提供、民芸品の展示、販売などを行っております。

また、札幌駅前通地下歩行空間北3条交差点広場におきましては、文化交流コーナーやPRステージを設けまして、アイヌ伝統文化体験や古式舞踊等の披露のほか、アイヌ民芸品の展示、販売を行っております。

そのほか、札幌駅前通地下歩行空間の札幌駅側の壁面には、札幌の地名とアイヌ民族を紹介するフィルムシートですとか、JRタワーや札幌駅前通地下歩行空間など、市内各所にアイヌ文様タペストリーを継続して設置しております。

7の市民参加によるアイヌアートモニュメントの制作では、アイヌ刺しゅう作家と公募した市民がそれぞれつくった刺しゅう作品を一つのタペストリーにつなぎ合わせまして、札幌駅前通地下歩行空間に展示するという事業を行ってまいりましたが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、制作を一旦中断し、令和2年度に繰り越して実施をすることにしております。

7ページの8のインカルシペ・アイヌ民族文化祭への支援では、札幌アイヌ協会が開催したムックリ・トンコリ大会やミュージックコンサート、パネル展などの活動に対しての補助を行いました。

9のアイヌ文化振興・保存・伝承活動への補助では、アイヌ民族の現状や人権等に関する講演、アイヌ文化の啓発活動などの札幌アイヌ協会が実施するアイヌ文化の振興、保存、伝承にかかわる事業に対して補助を行いました。

10の「イランカラテ」キャンペーンの推進では、北海道のおもてなしとして国が進める「イランカラテ」キャンペーンの一環として、市役所本庁舎1階ロビーのタペストリー展示什器裏に大型フィルムシートを継続して設置しているほか、職員研修や各種体験講座開催時に、参加者へのリーフレットの配付などを実施しております。

次に、8ページ目に移りまして、11のアイヌ文化を発信する空間の管理運営では、平成31年3月に供用を開始したアイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用して、アイヌ文化への理解を深めるためのきっかけづくりですとか、道内のアイヌ関連施設の情報発信を行いました。

12のアイヌ食文化の発信では、身近な食からアイヌ文化を知ってもらうために、アイヌ文化交流センターのレストコーナーにディスプレイを設置しまして、動画放映を開始したところでございます。

13の札幌シーニックバイウェイ支援事業の実施では、道路からの視点で、美しい景観づくりや活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりに向けて取り組んでいる札幌シーニックバイウェイの活動に対して、アイヌ文化交流センターも活動拠点の1つとして、スタンプラリーへの参加やPRパンフレットの配付などに協力しております。

14のアシリチェブノミ保存伝承事業への補助では、豊平川の河川敷で行われるアシリチェブノミという新しい鮭を迎える儀式に対する補助を行いました。

次に、9ページ目に移りまして、15のラグビーワールドカップ2019におけるアイヌ文化紹介では、事前キャンプのため札幌に滞在していたトンガチームを歓迎するセレモニーの際、ムックリ演奏や古式舞踊を披露したほか、ホストシティパフォーマンスとして試合前に古式舞踊を披露しております。

次に、推進施策2の教育等による市民理解の促進に移りたいと思います。

まず、市職員向けとしまして、1の新任課長職への研修の実施では、新任課長を対象として、アイヌ民族の歴史や文化、国の動向等について、阿部委員に講師となっただき、アイヌ文化交流センターで研修を実施しました。

2の新採用職員への研修の実施では、新採用職員を対象として、アイヌ民族の歴史や人権に関する研修を行いました。

次に、教職員向けとしまして、3の民族教育に関する研修会では、学校におけるアイヌ民族に関する教育の充実を目的としまして、指導事例の交流やアイヌ民族に関する教育の在り方について意見交流を行いました。

10ページ目に移りまして、4の教育センター専門研修では、初任教職員を対象として、アイヌ民族の文化や教育に関する研修を行っております。

5の研究開発事業「アイヌ民族に関する教育の充実」では、アイヌ民族に関する教育の充実を図るため、アイヌ民族に関する教育の諸課題を踏まえた教材の開発ですとか、指導方法の工夫等、実践的な調査研究を行っております。

6の人権教育推進事業ですが、資料の訂正をお願いします。1行目の「札幌市学校教育の重点に位置づけている」の後の「人権尊重の教育」ですが、「人間尊重の教育」に訂正していただければと思います。

こちらでは、学校外の人材などを活用した人権教育をより一層推進するため、アイヌ文化交流センターを活用した実践研究等を行いました。

次に、11ページに移ります。

児童向けとしまして、7の民族教育の充実では、アイヌ民族の歴史、文化等への興味関心を高めるため、伝統楽器であるムックリの体験機会を提供したところでございます。

次に、市民向けとしまして、8の生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークでは、市内にある環境関連施設を生物多様性に関する活動拠点と位置づけてネットワーク化を図っておりまして、アイヌ文化交流センターもこの拠点の1つとして、いきものつながりクイズラリーの実施を通じて、アイヌ民族の伝統文化や自然観の普及啓発を行いました。

9のさっぽろ市民カレッジ学社融合講座では、市立札幌大通高校で開講しておりますさっぽろ市民カレッジ学社融合講座において、まちなかで触れるアイヌ文化を実施し、アイヌ民族の歴史や文化について解説をしました。

次に、12ページ、施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興、推進施策1のアイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進に移りたいと思います。

1の埋蔵文化財センターでの出土資料の展示では、平成26年度に埋蔵文化財展示室をリニューアルしまして、アイヌ文化期の出土資料を展示しております。

次に、推進施策2の伝統文化活動の推進でございます。

1のアイヌ文化交流センターの運営では、アイヌ文化の保存・継承・振興や市民理解の促進を目的として、文化体験講座や体験プログラムなどの各種事業を実施したほか、イユタブの更新や記念撮影コーナーの設置などを行いました。

次に、13ページ、2のイオル再生事業の受託及び実施では、公益財団法人アイヌ民族文化財団からイオル再生事業を受託し、自然素材の栽培やアイヌの民具づくり、料理づくりなどの体験講座の開催、さっぽろオータムフェストの会場において古式舞踊の披露を行っております。

次に、施策目標3の生活関連施策の推進、推進施策1の産業振興等の推進の説明に移ります。

1のアイヌ民芸品に係る販売調査業務の実施では、アイヌ民芸品の展示販売スペースの設置に向けて、アイヌ民芸品の展示販売会を開催し、売上傾向の確認やアンケート

調査のほか、ネットショップによる試行販売を実施しております。

2のアイヌ文化のブランド化推進では、アイヌ民族の歴史や文化への興味関心を喚起するためのPR映像を制作したほか、商品開発に向けた、アイヌ民工芸品制作者、製造メーカーのニーズや課題等を把握するためのヒアリング調査等を行っております。

次に、14ページに移りまして、推進施策2の生活環境等の整備でございます。

1の住宅新築資金等の貸付では、アイヌ民族の居住環境を整備するため、住宅の新築、改修、宅地の取得に必要な資金の貸付けを行っておりますが、令和元年度の貸付実績はありませんでした。

2のアイヌ生活相談員・アイヌ教育相談員の配置では、生活相談員2名、教育相談員1名を配置し、アイヌ民族の各種相談に対応しております。

3のアイヌ民族の児童・生徒への学習支援では、教育関係者やボランティアの協力を得ながら、アイヌ民族の児童生徒を対象としまして、夏休み・冬休み期間中に学習会を開催しております。

年次報告につきまして、私からの説明は以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見やご質問などはございませんでしょうか。

○貝澤委員 交付金の事業について聞きたいと思います。

まず、交付金がついたことにすごく感謝いたします。この制度によって、若手の育成だとか、自信、自覚を持った誇り高い行動、そして、今まで苦しい差別と闘ってきたエカシフチといった諸先輩方の力添えになっていくものと考えております。

しかし、この予算の仕組みを知らない人たちがいて、私のところに役員や一般会員からの相談がたくさん寄せられました。例えば、昨年度、雪まつりなどに交付金が広く使われているわけですが、これについていろいろ質問されました。私は札幌アイヌ協会の事務局長を務めているのですが、恥ずかしいことに、答えられない部分がすごく多くて困っていたのです。透明性と公平性等の問題でどうなのか質問いたしますので、雪まつりを総括して説明していただきたいと思います。

今後、交付金や制度などがどんどん出てくると思うのです。それについてみんなで前向きに議論していくためにも、透明性が一番必要なのですが、それが無いので、私は答えられないのです。

また、昨日の新聞には、すごく良いことが書いてあったり、賛否両論だと書いてあったりしましたが、札幌の大企業が利益を得ているという部分がありましたね。その後の本田先生のコメントで、多数のアイヌ民族が加わった協議会が決める規定を設けたりするとか、運用を審査基準に加えたりするという改善が必要だと書いてあるのですが、本当にこのとおりだと思ひまして、まずは説明いただきたいのです。

○松久委員長 ただいまのご質問は、議題（1）とは別ということですか。

○貝澤委員 雪まつりのことで、今後もまたいろいろ出てくるのかもしれないけれども、今、年次報告がありましたので、この部分はどうだったのかを聞きたいのです。

○松久委員長 ただいまのご質問について、事務局はいかがでしょう。

○事務局（丹尾市民生活部長） 今年の交付金事業については、策定のときから、地域計画も含めて、この施策推進委員会の中で、雪まつりだけではなく、全般についてご報告を申し上げてきたところです。

まず、この交付金事業による雪まつりについては、札幌の冬を代表する観光資源であるさっぽろ雪まつりを活用して、アイヌ文化の魅力を感じられる空間を形成することで、アイヌ文化に対する市民理解の促進はもとより、海外から訪れる多くの方々にもアイヌ文化の魅力を広く発信し、まず、アイヌ文化全般に対するご理解を深めることを目的として開催した事業でございます。

交付金事業はいろいろな内容がありますが、広く皆様にアイヌ文化の魅力や理解を広げるための事業もございまして、直接的にアイヌの方が自らの文化を振興していくような事業もございまして。

雪まつりにつきましては、広く理解を広げるための事業として実施をし、効果として狙っていたところは達成できているかと思っております。

ただ、皆様もご存じのとおり、昨年度は、5年分の地域計画や交付金事業計画を非常に短い期間で作り上げなければいけなかったことから、初年度はイベントが目玉となり、アイヌの方に寄り添った、より密着した事業が十分できなかったところがあると思っております。次年度以降は、こういった単発のイベントではなく、もう少し地に足の着いた事業を中心に組み立て、皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

また、この計画をつくり上げる際には、5月に法が施行して、7月には国に計画を出さなければいけないという非常に短期間の中で、民族の皆様と意見交換会を数回させていただきましたが、必ずしも十分ではなかったという認識を持っております。

今後に向けて、この計画の変更が必要な部分があれば、また新しい札幌市の10年間の計画をつくっていく過程でも意見交換をさせていただきたいと思っております。その中で、国との協議は必要ですが、地域計画への反映ができるところは積極的に行ってまいりたいと考えております。

○貝澤委員 私が聞いたところでは、札幌アイヌ協会に相談して決めてくださいという内容のメールがあるそうですが、私の耳には雪まつりの件が何も入ってきていなくて、突然、どうなっているのですかといろいろ聞かれても分からなくて、答えられなかったのです。

我々札幌アイヌ協会と十分意見交換をしてやっていくのは当然だと思いますので、ある意味、今の言葉で良いとは思いますが。ただ、期間的に短かったから十分でなかったというのは納得がいきませんので、今後は最初からたくさんのアイヌの人の意見を聞きながら進めてほしいと思っております。

ご存じのように、札幌市内には、たくさんのアイヌの団体もあるし、たくさん活動して

いる人たちもいるわけですが、私たちには何も話がなかったという人たちもいます。指導や助言をしてほしいという要望もありますし、公平性を持って進めていただけるように指導するのがアイヌ施策課の仕事だと思うので、今後はちゃんと進めてください。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○多原委員 今、説明がありました札幌市のアイヌ施策の推進について関連があると思いますので、お聞きしたいと思います。

昨年、20年ぶりに新しい法律ができました。この中で画期的だったのは、先住民族アイヌを法律で認めたこと、それから、差別の禁止、そして、アイヌ施策の中には、いわゆる交付金事業について、アイヌ文化の発信であるとか、ブランド化をしていくというものがありません。7月から始まり、札幌アイヌ協会としても資料提出等大変だったわけでありす。

その中で1つ聞きたいことがあります。アイヌ民族としての誇りが尊重されるような法律にしていきたいという法律の趣旨で、当事者の方と十分協議するよにということについてです。札幌アイヌ協会とは意見交換をさせていただきました。しかし、札幌市内には文化、伝承をしている様々な団体等がございますが、どこかの団体と意見交換はされましたでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 今回の交付金事業の策定に関しましては、札幌アイヌ協会が札幌市の中で一番大きい組織ということで、一旦、札幌アイヌ協会さんの意見をお聞きしながら進めさせていただきました。

ただ、今後、いろいろな事業を行うに当たっては、今、多原委員がおっしゃったように、市内に様々なアイヌ民族の方がいらっしゃいますので、例えば、札幌大学のウレシパクラブですとか、いろいろなところで活躍している方の意見を聞きながら事業を進められるようにしていきたいと考えております。

○多原委員 ありがとうございます。

なぜこれを聞いたかという、札幌市内には、アイヌ協会に所属している人ばかりではなく、助成金や補助金も受けずにアイヌ文化の継承や発信を行っている人や団体がたくさんおります。

別紙のアイヌ政策推進交付金事業計画の6ページの7の地域の概要というところですが、札幌アイヌ協会をはじめ、多くのアイヌ関連団体が存在し、札幌アイヌ協会の事務局が所在する「札幌市アイヌ文化交流センター」や「札幌市共同利用館」があるということです。今おっしゃっていただいたように、今のところ、札幌アイヌ協会にアイヌ民族が1番多く所属しているかとは思いますが、札幌には多くの潜在的なアイヌ民族の方がおります。その下から4行目のところには、アイヌ関連団体会員の高齢化などにより、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手が不足している、とあります。このような状況を考えると、今年度については、できる限りこういったことをやっている団体と意見交換をしていただかなければ、アイヌ文化の伝承がなかなか続いていかないと考えます。その点を、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○松久委員長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

○貝澤委員 私もそう思います。たくさんの方がいて、たくさんの方を知っている人たちもいるわけです。これは、たくさんの方の人たちからでないという声は出てこないと思うので、つまり、あまり知られていないけれども、一生懸命活動している人たちについても、やはりいろいろな意味で参加していただき、こんなことをしている人もいるよというような意見を十分聞いて、取り入れていただきたいと思います。交付金制度を利用して、アイヌの発展につなげていきたいので、よろしくお願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明におきましても、アイヌ民族の皆様方の意見を幅広く吸い上げて、交付金事業の公平性・透明性を高めていきたいということでした。

また、委員の皆様方からも、こういうところからの情報も吸い上げたら良いのではないかというご意見をお寄せいただきましたので、市との協働関係の中でこの交付金制度が本来あるべき形で運用されていくことになると思いますし、また、それを期待しております。

ほかにございませんでしょうか。

○小樋山委員 勉強不足で申しわけないのですが、たくさんある団体というのは、ある程度明確にしておかないと、この先の透明性は担保できないような気がします。札幌市として団体を把握されてらっしゃるのか、それとも、関連性とか、誰にどう連絡するという組織図的なものをご理解されているのか、教えていただければと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ関係団体と呼ばれているものの定義というのは特にありませんが、まとまって舞踊を披露しているですとか、いろいろな活動をされている団体では、アイヌ協会さんが1番大きいですし、アイヌ協会さんの中にもいろいろな団体があります。そのほか、アシリチュエノミを実施している団体や、藻岩山のカムイノミをされている人たちがおります。

ただ、そのほかにもたくさん知っているかというところではなく、市役所に顔を出してくれる団体であれば大体把握しているのですが、それ以外の地域に根差した活動をしている、もしくは、行政とかかわらないで自ら活動している方の情報が市になかなか入っていない状況です。団体につきましては、協会の方の中に知っている人もいますかと思うので、そういったところで様々聞いてみたいと思います。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

9ページ、10ページの教職員向けの研修についてですが、これは、例えば、ポスターみたいなものが貼られて、関心のある方がこれに参加されるものなのか、あるいは、ある程度義務的と言いますか、例えば、1年目の方はこれに出席してくださいという形でご参加いただいているのか、お分かりのところがありましたら教えていただけますでしょうか。

○事務局（武田義務教育担当係長） 教育委員会の武田と申します。

3番の民族教育に関する研修会につきましては、教育委員会から全ての市立学校、幼稚

園に開催案内をし、希望者に出席いただいております。

また、4番の教育センター専門研修につきましては、教育センター研修案内に掲載し、新任の先生方を中心に、一般の先生方も含めて、参加していただいております。

○松久委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

続きまして、アイヌ施策推進地域計画の成果目標の達成状況報告について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局(山本制度担当係長) この4月からアイヌ施策課制度担当係長に着任した山本と申します。この委員会は初めてですので、まずご挨拶を申し上げます。

私からは、議題(2)アイヌ施策推進地域計画の成果目標の達成状況報告について、ご説明をさせていただきます。

この地域計画の成果目標の達成状況報告の件につきましては、昨年10月に開催しました令和元年度第2回の当委員会で触れておりましたが、改めてその概要を説明させていただくところから始めさせていただきます。

いわゆるアイヌ施策推進法などの規定上、地域計画を策定し、各施策を実施していく上で、その実施状況に関する指標を設定し、その達成状況について毎年度検証するとされております。

お配りしております資料2の2ページ、3ページにかけて掲載しているものが達成状況の指標となります。

札幌市の地域計画の中では、6ページから7ページにかけて掲載している達成状況に関する検証を毎年度5月頃に開催する当委員会の場で行うこととし、これを踏まえた上で、翌年度以降の取組方針を決定することとしております。

戻りまして、2ページ、3ページの表ですが、今回は、令和元年度に指標がついております3点について、まず達成状況などを報告させていただいた上で、委員の皆様には、その検証として、お気づきの点などに関してご意見を頂戴したいと思います。

なお、今回いただいたご意見などをもとに、事務局で令和2年度以降の取組方針を決定した後、最終的には札幌市のホームページで令和元年度事業の検証結果を公表させていただくことを申し添えます。

それでは、資料3の説明に移らせていただきます。

札幌市アイヌ施策推進地域計画の令和元年度数値目標の達成状況という表題の資料になります。

表の左上の事業名とありますところが、地域計画の2ページ、3ページにかけて掲載している表の1番上の事業に該当しております。そして、その1つ下の段の指標と書いております3つについては、地域計画のKPIというところに記載した各項目となっております。

す。必要に応じまして、照らし合わせてご覧いただければと思います。

それでは、資料3の縦の列の左側から説明させていただきます。

まず、文化体験講座参加者数ですが、目標値の年間240人に対しまして、実績値は年間180人、達成率は75%となっております。達成状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もございまして、開催時期が少し限られました。定員を下回る講座もありまして、令和元年度は目標値の達成には至りませんでした。回数については、年間15回開催いたしました。

その下の事業の進捗状況についてですが、文化体験講座は、今後の事業展開によりまして、令和3年度以降、年間300人の達成を目標にしております。令和元年度におきましては目標達成に至りませんでした。今後、改善策を検討した上で、令和2年度は240人の達成に取り組むこととしております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、これから説明させていただきます別の事業も含めまして、先行きが不透明となっておりますことをご了承いただければと思います。

最後に、1番下の段の事業の効果ですが、文化体験講座への参加を通じまして、市民の方に気軽にアイヌ民族の歴史、伝統文化に触れていただく機会、そして、伝統等に関する理解を深めていただくきっかけをつくったというふうに考えております。

続きまして、縦の列の中央になりますが、指標のアイヌ文化交流センター来館者数の部分について説明いたします。

目標値の年間53,000人に対しまして、令和元年度は年間58,241人、達成率は110%となっております。こちら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もございまして、3月以降は臨時休館となりましたが、それまでにご利用いただいた方が非常に多くいらっしゃったということもあり、目標値自体は達成いたしました。

その下の段の事業の進捗状況についてですが、来館者数は、この地域計画の最終年度となる令和5年度におきまして、年間62,000人を目指しております。令和元年度は、一旦、目標数値の53,000人を超えることはできましたが、引き続き、展示環境の改善や体験機会の拡充に取り組みながら、今後も数値目標の達成に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、1番下の段の事業の効果についてですが、令和元年度は、いわゆる交付金事業という形で、屋内外の展示物の更新とか、館内に大型ディスプレイや記念撮影コーナーを設置するなど、いろいろなことをしたことで、来館者の方に理解を深めていただく環境がより一層充実したものと考えております。

最後に、縦の列の右側の指標の体験プログラム参加学校数についてですが、目標値の年間130校に対しまして、令和元年度は90校、達成率は69%となっております。こちら、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした学校もあり、目標の達成には至りませんでした。

ただ、前年度比では、14校が増えたことで20%程度増加しております。これは、プ

プログラムの設定に学校の要望を考慮したり、送迎バスの利用拡充を行ったことによるものと思いますが、引き続き、こうした改善に取り組みまして、今後も参加学校数の増加に取り組んでいきたいと考えております。

その1つ下の事業の進捗状況ですが、令和元年度から最終年度の令和5年度まで、各年度とも年間130校を目指しております。今も無料送迎バスの導入を実施しておりますが、今後もこういったことでさらなる拡充に取り組んでまいります。

1番最後の事業の効果といたしましては、体験プログラムの提供によりまして、児童生徒がアイヌ民族の方との交流機会を得て、その歴史、伝統文化に対して理解を深めていただくきっかけをつくったというふうに考えてございます。

資料2と資料3の令和元年度分の数値目標の達成状況に関して報告をさせていただきました。

議題(2)についてのご説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

○阿部委員 まず、最初にあったKPIというのは何なのか、教えてください。

○事務局(山本制度担当係長) こちらは、キー・パフォーマンス・インディケーターという英語の略語でございます。一般には、企業で各事業の達成度や主要な業績を評価するための指標として使われております。それが転じて、今回、地域計画をつくるということで、その用語が使われたということになってございます。

○阿部委員 私も辞書を引いてこういうことなのだと分かったのですが、こういうものをつくるときには、やっぱりアイヌ協会ときちっと相談してください。あなた方は頭が良く何でも分かるかもしれませんが、つくれば良いというものではないのです。今日この話をするのではなくて、やるときにこうやって話してくれれば、アイヌ協会の事業をする人たちもそういう思いでやるのですよ。

だから、こういうことは非常に大事なので、私は、去年のことも含めて、今、ずっとやっていますが、アイヌ施策推進法ができて、第1条に先住民族と書いてありましたが、その先住民族というのはどういう人たちなのか、何を国民に理解してもらったら良いのかということが法律には書いていないのです。

申し訳ないけれども、副総理がまた日本は単一民族だと言ったではないですか。あの人は4回目か5回目だけれども、やっぱりきちっと市民にも道民にも国民にも理解させるためには、こういうことをやるのだと理解してもらわなければいけないわけなので、是非KPIをつくる时候にも、アイヌ協会にこういうことでやりましょうときちっと相談してもらいたいと思うのです。今になって、ここでKPIとは何だと聞いたら、こいつは何を言っているのだと思うかもしれないけれども、私が言いたいのは、やっぱり年度の初めに、こういう事業をすると、ここで何を言って市民、子どもたちに理解してもらおうのかということが非常に大事だと思うので、そこはまたお願いをしたいと思います。

また後でこの質問をしたいと思いますが、以上です。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○飯田委員 資料2に入っているので教えていただきたいと思います。

7ページの9に林産物についての項目がありますよね。これは非常に大事なことで、予定する契約者は札幌市になっていますし、実際に利用する方は、所有者から了解を得て進めると書かれてあるので、これは、もう去年から具体的に始まっているわけではなく、恐らくこれから進める話ということで良いのだと思います。

その上で思うのは、民具の材料については、イオル再生事業で、それぞれ、イチイとか、オヒョウとか、ガマとか、サクラとかが載っていますよね。この要望はアイヌの方々から出されたものだからここに載せているということは分かるのですが、実際に木彫りなどからいくと、恐らく、もっとほかにも使いたい材料はあるのだと思います。例えば、エンジュという木がありまして、これは前からアイヌの方がよく使われている木でもありますし、これから先、もし使えるのならという声を上げる人も出てくるのかなということも予想されます。

さらには、今後続けていく産業振興や民芸品のことを考えると、この辺は列挙してあるものに固定せず、もう少し柔軟に考えてみたほうが良いのではないかというふうに感ずるということが1点です。

もう1点は、これも資料に載っているから聞くのですが、1番最後のほうのスケジュール表の裏側に地域・産業振興事業というのがあります。令和2年度だから、今年のことなのでしょうけれども、翻訳機の購入というのがありますよね。これは警察や観光行政で使われているという話を聞いたことがありますし、具体的な手続を含めて進めていくのだと思います。これは、それほど不便なものではないのでしょうかけれども、せっかく導入するわけですので、何カ国語に対応するとか、利用の仕方の概要などがもし分かれば、教えていただけたらなと思います。

○事務局（一條企画係長） まず、林産物の採取の規制緩和に関する記載については、昨年度、地域計画を作成する際に、アイヌ協会の方に意見を聞きながら、林産物の種類や使用目的を記載させていただきました。規制緩和を受けるためには、国有林野の資源調査というものを実施した後に、森林管理署と札幌市で契約を結んで採取をするという手続を踏んでいくこととなりますが、資源調査はまだ実施できておりませんで、こちらについてはこれからということになっております。

2点目の翻訳機については、機種等はまだ選定しておりませんで、これからということになります。

○松久委員長 ただいまの質問の1点目の7ページについては、いわゆる制限列挙なのか、例示列挙なのか、例示列挙であれば、先ほどのエンジュなども入れて、そこに載せてもらいたいということだったかと思います。つまり、ここに載っているもので具体的に交渉していくわけですね。

○事務局（一條企画係長）　そうですね。森林管理署との契約の前提になるのは、この地域計画に記載されているものになるので、ここに記載されていないもので、もし必要ということであれば、今後、協議をして、どういう手続になるか確認していきたいと思います。

○松久委員長　間に合うかどうかということはあると思いますが、そういうところに載せる余地があるのであれば、1つ、今のエンジュでしたかね。それなどもお考えいただければと思いますが、参考までに、エンジュの木を使った祭事はあるのですか。

○貝澤委員　先ほどおっしゃられたとおり、こんなに少ないはずがなく、現地に行かないとあるかどうか分からない植物もたくさんありますし、恐らく、数え上げたらこの1ページでは足りないぐらいたくさん出てくると思うのです。例えば、先ほどのエンジュは、エリマキとかも入っているのかもしれませんが、樹木だけでも物すごい種類がありますし、それ以外の植物もすごく種類があります。

これは、どうしても列挙しないといけないのかでしょうか。

○事務局（一條企画係長）　国に確認したところによると、全て列挙しなければいけないというふうに聞いています。

○貝澤委員　すごい数になりますね。

○松久委員長　要望するものを具体的に挙げていかなければならないとなりますと、考えられるものを全部挙げるのが良いのか、まず、承認されそうなところとか、ある程度の数というのがあるだろうというので優先順位をつけて、初年度、2年度という形でいけるのか、また、どのように要望するものを吸い上げて、スケジュールに載せていくのかということもありますね。

○阿部委員　先ほども言いましたが、札幌アイヌ協会ともうちょっと細かく打合わせをしてもらいたいですね。ここに祭具、民具、アイヌ料理と書いてありますが、アイヌ文化の伝承というのは、こんな小さいものではないのです。

今、王子製紙さんから手稲山を使ってくださいと言われているので、これから実際に山を見て、いろいろお話をしようと思っていますが、とにかく、料理だって、民具だって、祭具だって、今、貝澤さんが言ったように、物すごくあります。実際に現場に行ってみて、こんなものと挙げていくぐらいのことをやらないと、これだけだとだめよと言われてしまいますので、是非札幌アイヌ協会と打ち合わせをやらせてください。お願いします。

○本田委員　私はすごくいいかげんなので、記憶が定かではないのですが、この地域計画は、いつつくられて、いつ公表されたのでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長）　認定を受けたのは9月です。その前の7月までに提出しなければいけなかったのですが、その前後の委員会でこういう内容で出しますというご報告と、事後になってしまいましたが、10月に出しましたというご報告をさせていただきました。本田委員からはちゃんと民族の意見を聞いたのかというお話をいただいたと思います。限られた回数ではございましたが、アイヌ協会さんや、その中に含まれる団体も含めて、ご意見を数度聞かせていただきました。

今の林産物の関係も、本当に短い期間での聴き取りでしたので、限られたものの列挙になってしまっておりますが、民族の方のご希望をお聞きした上で記載してきたところです。

追加のご希望があるようでしたら、今後、さらに聞き取りをさせていただくことで補わせていただきたいと思いますと思っております。

○本田委員 書き直すことはできるのですね。

○事務局（丹尾市民生活部長） これは、内閣総理大臣の承認が必要な計画ですので、結構時間はかかってしまいますが、私どもから、再度、こういうふうに直したいという協議をして、認定をいただくというふうになります。

○本田委員 この形の文書を見せていただいたのでしたっけ。

○事務局（丹尾市民生活部長） 事前には、ここまでつくり込んだものが間に合いませんでしたので、どういった事業を盛り込むとか、柱を何にするといったようなことをご説明申し上げ、事後には、この形まで持っていったものをお見せしております。

ただ、何分、1回のご説明で、皆様もお忙しいので、ご記憶に残っていない部分もあったのかなと私どもも反省しております。

○松久委員長 ただいまご説明いただきましたように、ここに出てきました昨年7月のときには、このもとになるものの説明があったかと思えます。10月の段階では、完成版と言いますか、国に提出したものの説明があったかと思えます。ですので、それが、今ご説明いただいたように、さらに追加というか、修正で承認を出していくかどうかというのは、一般的に考えるとなかなか難しいところがあるかと思えますが、この申請はまた来年出せるものなのでしょうか、今回のこれでもって5年間分が決まるものなのでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 基本は出したら5年間そのままなのですが、変更が必要な部分につきましては、私どもとしても国に変更の協議をしたいと思っております。

今回、私どもは、10年間の札幌市アイヌ施策推進計画を改定すべく、今、皆様にいろいろとお諮りをしていこうとしております。その中で、例えば、全く新しい事業を盛り込みたいとなった場合は、私どもの予算の確保もありますが、国の交付金なくしてはなかなかできません。今、国もなかなか厳しいことをおっしゃるので、そのまま通るかどうかは別としまして、最大限反映されるように努力していきたいと思っております。

○本田委員 私は、本当にうっかりしていたと反省しているのですが、今回、改めてちゃんと読み、やっぱりこれでは足りないのではないかという思いがあります。10年前と現在では、社会の状況が大きく変わっています。この後、その議論になっていくと思うのですけれども、この前も言いましたように、こういう交付金などの国のお金は、海外の先進的な先住民族は、今ではなくて、30年後のために使うとおっしゃっています。ですから、今回の交付金も、未来を見据えて使っているのかという視点から常にチェックしていかなければいけないと思えます。

そう考えると、札幌の市民の方々のアイヌ文化理解がそこまで追いつかなかったときには、体験交流を一生懸命やるということも効果があったと思えますが、ある程度そこが進

んできたように私は思っています。ですから、その部分に交付金の多くを使うよりも、これまで歴史的な背景でアイヌ文化をきちっと学んでいくことができなかつたアイヌ民族自身が、将来に向けて、どうやってそれを取り戻していくのかというアイヌ民族のアイヌ文化の骨格をなすようなものに予算を投じていかなければいけないと思っています。そういうふうに見ると、ここの組立方は本当にそれで良いのだろうかという気持ちを持ちながら拝見しました。

また、先ほどのK P Iについて、私の理解が違うかもしれませんが、K P Iは、普通、数値目標として表されることが多い気がするのですが、どうしてこの欄にK P Iが入っているのか、ちょっと不思議に思いました。これは、この事業を指してK P Iと呼んでいるのでしょうか、この数値のことを言っているのでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 5年間ございましたので、こういう文章みたいな記載になっていますが、目標値が委員のおっしゃっているK P Iになります。

○本田委員 そうですね。ただ、私が関わっている独立行政法人では、最近、K P Iだけだと国からだめと言われます。アウトカムとアウトプットというのがあって、アウトプットというのがこのK P Iに位置し、どういうことのために何をなすのかということを立て、その目標をどれくらいクリアしたのかというアウトカムの指標が今は求められてきている気がするので、単なる数字を並べてもだめだろうと思います。ですから、ここももうちょっと考えないといけない部分かと思っております。

また、3ページにアイヌ伝統的生活空間の再生事業というのが書かれていて、これは毎回出ていますが、物すごく大事だと思います。それで、この前も出ていましたが、1度、この委員で清田にあるイオルに見学に行きたいと思ったりしています。ただ、ほかの地域でやられているように、恐らく、森、樹木の採取というようなことが必要になってくるはずだと思うので、今後、どういうふうにそれを考えていくのかということをお尋ねしたいなと思います。

もう1つ、例えば平取町ですと、イオルでつくられているものは、地元のアイヌ文化保存会の伝統料理講習会で使ったり、アイヌ文化体験のときに利用して、理解促進に努められていますが、札幌市の場合には、そういう成果物がどういうふうに還元されてきたのかということも、できればお知らせいただきたいと思います。

○事務局（丹尾市民生活部長） 私からは、K P Iのところをお答えします。

確かに、単なる数字を見るのではなく、本来の目的が達成されているかどうかだろうというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、この地域計画の策定においては、国から指示があってこのような指標になっているので、ここはご容赦いただきたいと思います。

札幌市の新しい10年計画をつくっていく際に、今、ここにK P Iとして載せているのは、ある意味、活動指標のようなものだと思うのですけれども、もうちょっと達成したい目標のようなものを、例えば、今やろうとしている市民アンケートなどで、もっと認知度

を高めるとか、そういったことを何とか入れられないかというのは、この後の議題でご説明していきたいと思っています。

○事務局（根本収納対策担当係長） アイヌ施策課の根本でございます。

イオルの担当をしているので、今のご質問の件にお答えします。

まず、樹木の関係についてです。平取町では、確かに樹木の植林をされていますが、鹿の食害や雪の問題もあり、育成がなかなか難しいということで、現実には、国有林からオヒョウの木などを採取されていると聞いています。

なぜほかの地域で樹木の植樹をやっていないかということについては、国からの交付金事業ではなかった時代に、財団を通して委託事業ということでやっていたのですが、国の方針では、樹木の植樹に関しては、平取町に限定して事業展開をする形になっていました。

先ほど申し上げたように、植樹をしても、土の状況やいろいろな条件がそろわないと育たないという問題があって、なかなか難しいというのが平取町の実験の結果で分かっているものですから、ほかの地域にはなかなかそれが難しいということで、国からやらないという方針が示され、その関係で札幌市もやれていないということです。

また、成果物の使い方については、交流センターに成果物を保管しておりまして、それを使ってコタンノミのときの供物に使ったりさせていただいています。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

続きまして、第2次札幌市アイヌ施策推進計画（案）について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（山本制度担当係長） それでは、議題（3）第2次札幌市アイヌ施策推進計画（案）について、資料4から資料7ですが、資料を4つ使わせていただきます。

まず、資料4、次期札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方という資料をご覧ください。

今回は上から4番目、星印がついているところになりますが、令和2年5月25日、令和2年度第1回の委員会ということになります。

なお、今日の委員会の後で、できれば6月中を目途としまして、この新しい計画の作成に向けた関係団体の皆様との意見交換会を実施していきたいというふうに考えております。ただ、昨今の新型コロナウイルスの関係もありまして、予定どおり進めていけるかどうかは、今はまだ不透明なところになっております。

この影響によりまして、今後の状況次第では、次回7月に委員会を開催させていただくとなっておりますけれども、その後で1度委員会の開催を追加したり、やむなく全体的にスケジュールを繰り下げていくような必要も出てくるかもしれません。その場合は、委員の皆様にご負担をお願いすることになりますが、昨今の非常事態という状況や、今回はこの10年間の札幌市のアイヌ施策の礎を築くというような意義に照らしまして、何とぞご

容赦をいただきたいと思います。

もし委員会の開催の追加が必要ということになりました暁には、速やかにお知らせさせていただきます。

まず、資料4のご説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

先ほどの2つの議題は報告事項ということで、審議事項は今ご説明いただいた議題(3)です。

資料が4から7までございますので、進め方として、各資料のご説明をいただいたところで、ご意見、ご質問をいただいて、最後に、全体を通して、ご意見、ご質問などがあればお受けするという手順でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、ただいま資料4の説明をいただきました。

ここにつきまして、ご意見、ご質問などございましたらお受けしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 資料5の説明をお願いします。

○事務局(山本制度担当係長) 続きまして、資料5、A3判サイズの1つ大きいサイズの資料、表題が第2次札幌市アイヌ施策推進計画の体系の変更点というものになっております。これについてご説明させていただきます。

前回までの委員会でご審議いただきました計画の体系を、この大きい資料の左側に掲載しておりますけれども、委員会の後でいろいろ検討を進めてまいりました中で、この体系の中にいくつか変更を加えさせていただきたいというふうに考えております。

その変更箇所について説明をさせていただきます。

なお、変更箇所につきましては、この資料の右下にも概要だけ記載させていただきました。

まず、変更箇所の1点目でございますが、左側、当初の体系案の1番左上になりますけれども、計画の目的と表現しておりました箇所ですが、右側、変更後の体系案をご覧くださいと、朱書きで基本理念というふうに表現を変更しております。

これは、現在、札幌市で策定しております様々な計画がありますけれども、そういったものの標準的な表現に合わせるという変更でございます。

変更点の2点目でございますが、左側の当初の体系案で言いますところの施策目標の1番上、アイヌ文化の保存・継承・振興につながっております推進施策の2と書いているところになります。アイヌ伝統的生活空間(イオル)の再生でございますけれども、こちらにつきましては、右側、変更後で1番と書いていますが、アイヌ民族の伝統的な生活空間(イオル)の再生ということで、少しだけ詳しく表現をさせていただきました。

あわせまして、掲載の順番ですけれども、当初は2番目に位置しておりましたが、右側

の変更後は1番目に変更しております。

この順番を変えた理由としましては、施策目標でありますアイヌ文化の保存・継承・振興の中にあります保存というところに相当するような部分がありましたので、その関係で1番最初に位置したということです。

続いて、変更点の3点目でございますが、当初、左側の計画上、先ほどのイオルの1つ下にございましたアイヌ関連団体の取組に対する支援という推進施策を、変更後は、先ほど令和元年度の年次報告にもございましたが、こちらは元々このアイヌ関連団体の取組に対する支援の内容として想定しておりました関連事業実施に要します経費の一部補助の1つの大きな趣旨としましては、アイヌ文化の継承、それから、人材育成というものと合致しておりましたので、1つの施策として、右側の2番、アイヌ文化の継承と人材育成の中に1つの事業として書き込む形ということで変更させていただきたいと思っております。

最後、変更点の4番目でございますが、左側は、当初計画で言いますところの施策目標の3番目、地域交流等の促進につながっております2番目、地域交流・体験交流等の促進ですが、こちら右側の変更後では、朱書きで地域交流等の機会創出というふうに表現を変えさせていただきました。

これは特に趣旨を変えるといったことではございませんで、施策目標と推進施策の名称の重複によるわかりにくさがあったため、表現を変えさせていただいたという変更でございます。

なお、今回は、4点、ご説明させていただきましたけれども、今後この計画案の作成を進めていきます過程の中で、こういったもの以外にも、細かな表現の調整が多々出てくるものと想定されます。時間の限りがある中でもございますので、これ以降、生じた変更点につきましては、当委員会の中では、比較的大きな部分に限って説明をさせていただくこととしまして、ご容赦をいただきたいと思います。

資料5のご説明につきましては以上でございます。

○松久委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、引き続き、資料6の説明をお願いいたします。

○事務局(山本制度担当係長) 続きまして、計画の構成と書いております資料をご覧ください。

こちらも右左と比較をする図になっておりますけれども、左側が現在の札幌市アイヌ施策推進計画の構成、言うなれば目次に相当するようなものになっております。

右側が今現在作成中の新しい第2次札幌市アイヌ施策推進計画の目次になります。

それぞれ説明いたしますと、当初の計画の「計画の策定にあたって」というところで記載しておりました1、2、3、4までは、新しい計画の上では第1章ということで章をつけて記載をさせていただく予定になっております。

続いて、第1、それから、第2に相当します、いわゆる歴史、国の動向を記載しております章は第2章ということでまとめた状態で、1、2、3、4、5という形で、一旦、記載しております。

続いて、第3、札幌市が推進する施策は、新しい計画上は第4章、第5章というふうに分けておりますけれども、当初の計画の内容は、右側をご覧くださいますと、全て網羅的に掲載をするようにしているとご理解いただければと思います。

ただ、右側にございます第2次札幌市アイヌ施策推進計画の第3章につきましては、今回、この計画初めての改定ということになりますので、これは当初の計画にはない部分となっております。

資料6についての説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

この標題に従って次の資料7ができ上がっておりまして、密接に関連しております。次にその説明をいただきますけれども、この段階で、構成上、何かご意見、ご質問などございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○飯田委員 本文との関係になりますので、いろいろ考えてこうされているのだろうというのは分かるのですけれども、資料をうまく使うことによって、本文はなるべく簡潔に処理するような仕方をもう少し打ち出してみても良いのではないかと思います。

具体的に言うと、アンケートのことがありますよね。アンケートのことを本文中に入れるような形になっているのですけれども、アンケート全文を載せるというふうにもなかなかないだろうから、アンケートに対するコメントを本文に入れ込んで、アンケートの結果については、質問も含めて資料に回すほうが見やすい、分かりやすい構成になるのではないかとということが1つです。

もう1つは、これは計画の全体に関わる考え方にもよりますけれども、確かに札幌市の独自施策もありますが、基本線は今回のアイヌ施策推進法ですね。ですから、結構長いから、これを資料に全部入れるというのは必要ないのだと思います。ただ、基本理念や最初の総則の部分、国民の努力義務を含めての1番核になるものの考え方を、無論、それは不十分だという指摘をされる方も当然おりますけれども、進める上で10年を見渡した場合は、やはりそれは必要なことなのだろうと思います。

それは、併せて、札幌市にはいろいろな計画がありますけれども、そういうことを踏まえて、それを土台としながら札幌市として考えてこうなっているということが分かるような形とする上では、それを少し据えていただく、あるいは、基本的な考え方も関係する部分だけで良いですから入れたほうが良いのではないかと思います。増やして全体を長くしたいとは思っていないのですが、きちんと理解するという意味では、本文との関係をよく考え合わせながら、本文を短くして資料面もいろいろ工夫したほうが良いのではないだろうかということを目次との関係では思います。

○松久委員長 ただいまの点について、事務局から何かございますか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 今いただいた意見ですけれども、掲載の仕方は、様々な手法があると思います。ただ、本文のほうは、なるべく簡略化、見やすく、分かりやすくといった意味では、今の手法もかなり良い方法ではないかなと思いますので、資料の構成につきましては検討させていただいて、本文が分厚くて読みづらくなならないような形で、長いものは巻末に資料として添付するなど、考慮した形での作成を考えていきたいと考えております。

○松久委員長

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、資料7の説明をお願いいたします。

○事務局（山本制度担当係長） 時間も差し迫っておりますので、続いて、資料7の説明に移らせていただきたいと思います。

恐縮ですが、まず、資料7の説明に入ります前に、資料4、先ほどご覧いただきました今後の進め方、スケジュール表をいま1度ご覧ください。

当初、この委員会は、星印がついております今日の委員会で、各施策案の審議ということで、今後どういったことに取り組んでいくか、その具体的な施策に関しまして審議を進めていくというふうに予定しており、事務局としましても、今そのとおり準備を進めていたところでした。ただ、検討の過程で、今後、具体的な施策に関する審議を進めていくことに先立って、まずはその前提となります計画の趣旨や課題から順を追って整理をしていくことが適当ではないかと考えたところでございます。

さらには、具体的な施策を形づくっていくに当たりまして、今後、予定しております意見交換会でのお話をお伺いした上で、その次のステップとしまして施策の提示をさせていただきたいというふうに考えた次第でございます。

そのため、前回の委員会までにご案内しておりました内容に代えて、計画の趣旨あるいは課題を今回の審議のテーマということで提示させていただきたいと思っております。何とぞ、ご容赦のほどをお願いいたします。

それでは、資料7に戻ります。

1ページおめくりいただきますと、最初は、今、資料5と資料6でご説明いたしました内容の構成、目次を掲載しております。

今日のこの委員会の中では、目次の左側のページ、第1章から第4章まで、1章ごとに説明をいたしまして、それぞれご審議いただきたいと思います。

もう1枚おめくりいただきまして、ページ番号、下に1番と書いております第1章計画の策定というページをご覧ください。

こちらの第1章は、計画の策定と題しまして、第2次計画策定の趣旨、それから、背景、次のページ、2ページに移りますが、計画の位置付け、計画期間を掲載しております。

まず、背景ですけれども、ここでは、平成19年の国連宣言の採択、それから、平成2

2年の最初の本市の計画の策定、そして、令和元年、いわゆるアイヌ施策推進法の策定までの経緯の概要を、この第2次計画策定の背景といたしまして記載をいたしました。

続いて、(2)趣旨ですけれども、これは令和2年をもちまして、現計画の計画期間が満了を迎えることとなります。そして、アイヌ施策推進法の施行などの状況の変化を踏まえまして、改めて施策の基本的な考え方などを整理しました上で、第2次計画を策定いたしますといった趣旨を記載しております。

続いて、2ページ、計画の位置付けでございますが、ここでは、札幌市のまちづくりの総合計画、札幌市まちづくり戦略ビジョンや、それ以外の個別計画との関係性を位置づけといたしまして記載しております。

最後、3番目ですが、こちらにつきましては、さきの委員会でご確認をいただきましたとおり、令和3年度から10年間を計画期間ということで示しております。

第1章の説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、第1章につきまして、ご意見、ご質問など、ございませんでしょうか。

○飯田委員 先ほどと関連して言いますけれども、札幌市内のいろいろな関係をきちんと踏まえることも大事だと思いますが、同時に、アイヌ政策推進法との関係も大事だと考えております。大きな意味では、行政の進め方自体が法律にのっとって進めるというのは当然と言えば当然だし、また、考え方が文章としても入っていますので、省いたと言われればそれまでなのかもしれないですけれども、全体の構図をつかむという意味では、この図のグラフの中のどこか、1番上なのか、下なのか、それはお任せしますが、全体の進め方としては、そういう関連と言うか規定と言うか、土台を入れたほうが適切ではないだろうかと思うところです。

○松久委員長 いかがでしょうか。

○事務局(大場アイヌ施策課長) この部分につきましては、札幌市のまちづくり関係の整理をしていたのですけれども、当然、国のアイヌ施策推進法は大本になるものでございますので、それが分かるような形で明記したいと思います。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、続きまして、第2章の説明をお願いします。

○事務局(山本制度担当係長) 続きまして、ページ番号3番、第2章アイヌ民族に関わる歴史的経緯というページについてご説明をさせていただきます。

この第2章でございますが、当初計画と同様に、アイヌ民族の歴史的経緯、それから、国の動向をいろいろ掲載しておりますが、最初にお断りいたしますと、こちらに掲載しております内容は、当初の計画の掲載内容を一旦そのまま転記したのになっております。と言いますのも、この章に記載されております内容の意義に照らしまして、まず、こちらに新たに筆を入れたものをご提示させていただく前に、もともとここに書かれていること

に関して、委員の皆様からご意見を頂戴したいというふうに考えました。表現の上で、この内容自体は当初計画をそのまま写したのになっておりますので、平成22年9月現在というふうになっている部分も多々ございますが、そうした理由によるものとご理解をいただければと思います。

それでは、おさらいとしまして、概要をご説明させていただきます。

まず、3ページの1番、2番の部分につきましては、アイヌ民族に関わる歴史的な経緯を掲載した内容になっております。

続きまして、3番から5番にかけては、当初の計画上は1から2とは別の章として現状と最近の動きということで掲載していたものでございます。今回の素案上は、一旦、1つの章ということで、第2章という形で全てまとめて提示をさせていただきました。

細かく説明しますと、3番につきましては、当時になりますが、北海道の動向、それから、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの調査結果に関して掲載しております。

4番につきましては、いわゆるアイヌ文化振興法の施行、それから、文化振興施策について掲載しております。

1ページめくっていただきまして、5ページ、5番ですが、こちらは平成19年国連宣言の採択から平成21年になりますが、アイヌ政策推進会議、国の会議の設置までの経緯を掲載しております。

第2次の計画上は、この1番から5番までの内容をベースとしながら、現状に合わせました修正あるいは編集、平成22年以降の新たな内容を追加して掲載するというところを検討しているところでございます。まずは、恐縮ですが、このページの当初の計画に関してご意見を頂戴したいというふうに考えております。

第2章についての説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

平成22年以降のものについては、これに足していくということですが、いかがでしょうか。

○阿部委員 これについては、冒頭に言っていたように、時代がすごく変わって、周りも変わっていますから、やはり相当変えていただかなければいけないと思います。

前回、皆さんにお配りしたのですけれども、これは札幌市の教育委員会が出しているアイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料でございます。これは大幅に最近の情勢を変えて、考えて書いてございますので、これをもとにして、しっかりと書くべきだと思います。これ以上のことを書いてくれとは言いませんから、この辺のところは是非お願いをしたいと思います。

それから、例えば、最後のほうにも書いておりましたし、冒頭にちょっと申し上げましたが、やはり国民の理解というのは、先住民族と認めたのだけれども、何かということが書いていないのが問題なのです。これは北海道アイヌ協会としても、もう70年の歴史がありますが、その中でしっかりと先住民族と何かということは、国連宣言の採択のときに

も、先駆者の集いで、日本全国に国連の定義の資料を配布してございますので、そういうことも含めて、私はしっかりとやっていただきたいと思いますし、このことこそが国民の理解を得るために大事なことだと思うのです。

それなのに、アイヌに対して変なことをしたら駄目だと罰則まであるということになれば、何のための罰則なのかも分かりません。だって、市民だって、道民だって、国民だって、ちゃんと教えなかったらどうして分かるのですか。だから、やはり150年間に何をやってきたのかということを考えれば、特にさっきの第2章の記述は非常に甘いのです。10年前にやったことですから仕方がないと私は自分でも反省していますが、やはりこの10年前にやったことと現在とは全然違うし、学校の子どもたちにもこういう資料でしっかり教えておりますので、ここだけはしっかりとやらなければいけません。

そして、やはり大事なことは、皆さんご存じだと思うのですが、北海道議会が8本も決議をしているのです。アイヌ民族の権利回復、そして、しっかりとアイヌ民族に対して賠償、補償するような決議を、北海道議会で8本もあるのです。これを国に提出しておりますから、こういうこともしっかりとやっていかなければなりません。

私は、真の意味で今回のこういうすばらしいことをやっているのは、やはり日本で本当に札幌市だけだと自信を持っております。だから、そういうことを考えれば、冒頭の交付金の問題で、平取町や札幌市などで交付金の問題がいろいろあるよと昨日も北海道新聞に載っておりました。やはり、その辺のことも含めて、アイヌ協会とよく相談をして、アイヌと相談して、現状をどう理解するかということも大事だと思います。

一生懸命やっていただいているのは分かるのだけれども、やはり説明が足りない、あるいは、私たちが言いたいことがあるが、言えなかった部分もあるということが冒頭にありましたので、今回は是非この辺のところをこれに入れて、市民の皆さんに理解をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○北委員 アイヌ民族に関わる歴史的経緯はすごく大事なことで、こんなにコンパクトにまとめられると、何かすごく残念な気がします。また、これは参考文献名も書いていないので、できれば掲載が必要かなというふうに思います。

○松久委員長 ちょっと横道にそれますが、ただいまのご質問に触発されて、その資料集についてです。

私もその資料集をいただき読ませていただきましたが、大変勉強になりました。

この資料集が教育現場で担当される先生方の手元にだけあるというのは、とてももったいないように思いました。これは大変すばらしい内容のものですから、市のホームページで公開するなどして、多くの方がこれにアクセスできるようにすることはできないものかと思った次第です。

○阿部委員 今、私は言うのをやめようと思ったのですが、実は、札幌市というのは北海道アイヌ協会の中でも最大の団体になりました。これは、なぜそうなったかという、ほかの大きなところで会員が減っていつているからです。なぜ減っていつているかという、アイヌだといってアイヌ協会に入っても何にもしてくれないと、会費だけ取ってという感じで怒られています。実は、この札幌市が最大の団体になったのですけれども、アイヌが誰だか分からないとか、おまえは本当にアイヌか、アイヌなんかもういないなど、いろいろところで、いろいろな批判されている部分があります。

先生方はみんなご存じかもしれませんが、北海道旧土人保護沿革史というものがあります。これは北海道庁が発行したものです。この中の最後に、明治の初めから昭和16年までずっと、北海道の212市町村にアイヌが何人いたか、何軒の家があって、男が何人、女が何人というのは、昭和16年まで全部調査していて、これにあるのです。明治政府は、明治4年から9年まで6年かけてアイヌの戸籍をつくりました。アイヌの名前を全部やめさせて、こういうような日本の文字の名前に変えられてしまったのです。

そういうことがあって、私は、今日、本当は、いろいろな形であれしようと思ったけれども、この札幌市は、今、最大の都市になりましたが、昔はこんなに人がいなかったのです。今は200万人ではないですか。この札幌市の200万人の中には、当時は少なかったですけれども、全道の200の市町村から来ている人がいっぱいいるのです。だから、その人たちがアイヌ協会に入っているのですが、何にもしてくれないからやめた、入ったって会費を払うだけだろうと私たちは怒られてばかりです。そういうふうに全道の人たちが来て、おまえたちは、歌ったり、踊ったり、観光案内をやってと怒られているわけです。

しかし、本当にやらなければいけないことというのは、先ほど言いましたけれども、北海道議会で8本の決議があります。これは、昭和59年、1984年に、当時の北海道ウタリ協会がアイヌ民族に関する法律（案）を決めたときから始まっているのです。これは絶対に実現するぞと言ってやったことなのです。子どもの教育やお年寄りの医療、介護、福祉、年金問題、生活問題、雇用問題、こういうことをやるからと言ってやったのに、実はアイヌ文化振興法で文化しかやらなかったのです。今回も、先住民族と認めたと言っているけれども、結局は何もできない。

そういうことで、私は、このすばらしい札幌市のアイヌ施策推進委員会でやっているこの事業を、是非この全北海道のアイヌの人たちにきちんと教えてあげたいし、理解してもらおうような政策を発信していただきたいと思います。

そうすると、もう驚きますけれども、北海道旧土人保護沿革史という本は図書館に行ったらありますが、その最後に、全道の約200の市町村があって、もう170ぐらいの町村の名前が書いてあります。私もむかわ町なのですけれども、7つのコタンがあるのです。そこが全部書いてありますから、これは本当に驚きますよ。私たちは、今だって戸籍がとれるのです。壬申戸籍はとれないけれども、私たちのこのアイヌの戸籍は、750円かか

りますが、今でもとれますからね。

そんなこともありますけれども、どうか私たちの子どもたちや孫たちが、私はアイヌで
すと言えるような社会をつくるために、そういうような指導資料も教育委員会でつくって
いただきました。これは最高の本ですから、こういうものを是非先ほどの資料に生かして
いただきたいし、また、たくさん資料があることについても、資料を提供することは難
しいけれども、こんなものですと本を書いたりすることはできると思うので、今、委員長
がおっしゃったことについては、私は、是非これから一緒にやっていきたいと思います。
よろしくをお願いします。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、次の第3章に進みたいと思います。お願いいたします。

○事務局(山本制度担当係長) それでは、続きまして、ページ番号、6番、第3章現状
と課題についてご説明させていただきます。

この第3章は、現状と課題と題しまして、当初計画の実施内容の振り返り、それから、
今後予定しております意見交換会の内容、市民意見調査の内容といった事柄に基づく課題、
そして、最後に、改定に当たっての考え方を記載しております。

まず、6ページから10ページにかけてですけれども、時間の都合上、詳細を割愛させ
ていただきますが、6ページ、当初計画の概要を掲載しております。

それから、次の7ページから10ページにかけては、計画期間、この10年間の間に実
施してまいりましたそれぞれの施策事業の概要を掲載しております。

10ページをご覧くださいますと、まだこちらは文章がございませんが、今後、意見交
換会、市民意識調査を実施した内容の掲載を予定しております。

最後に、1枚めくっていただきまして、11ページの課題の部分ですけれども、本来で
あれば、その意見交換会を経て、その後で記載すべきところとは存じますが、少なくとも、
当初計画の実施状況に照らして考えられました課題について、一旦、記載させていただ
いたものになっております。

具体的には、まず、(1) 伝統文化を継承する人材の育成、それから、(2) アイヌ民
族の歴史や伝統文化に触れる機会の充実、そして、(3) は、小金湯にあります札幌市ア
イヌ文化交流センターの展示物や設備等の充実、(4) アイヌ民工芸品の常設的な販売場
所の設置、最後に、(5) アイヌ民族の交流・継承の場の確保、以上の5点を一旦は掲載
させていただきました。今後、その意見交換会を経て少し内容を変える可能性もございま
すけれども、一旦、今考えられたものにつきまして掲載をしております。

続きまして、同じく、11ページの下の方3番ですけれども、今後の方向性といたしまし
て、(1) 改定に当たっての基本的な視点は、社会環境の変化を踏まえまして、元の計画、
前計画の基本的な枠組みにつきましては引き継いだ上で、新たな施策目標を加えまして、
計画体系の再構築を行うという点に関して記載しております。

最後に、12ページの(2)指標の設定についてですけれども、こちらは、先ほど指標に関するご意見を頂戴しましたが、今はまだこちらは検討中という状況でして、一旦こういったものを予定しておりますというものだけ、掲載させていただいております。これにつきましては、まだ検討が必要と考えております。

簡単でございますが、第3章につきましては以上で説明を終わります。

○松久委員長 ありがとうございます。

第3章につきまして、ご意見、ご質問など、ございませんでしょうか。

○飯田委員 これは、次の施策体系との関係がありますね。ですから、とりわけ1の実施の現状はなるべく短く処理したほうが、読むほうとしては、ここまででもう大分となってしまうから、ここは短く整理して、それをさらに発展させていくというところをメインに考えるような視点で少し整理されたほうが良いと思います。

例えば、私ならということで若干言いますと、ここは(1)(2)(3)となっております。(2)(3)の意味は分かるのですけれども、(1)のところのア、イ、ウ、エと振って、普通で言えば、(1)の後は①、②、③みたいな形で整理したほうが良いだろうと思います。その上で言えば、アの前計画の概要のところはもうすっぱり落としてしまって、体系を書いて、それから、①、②、③とやったほうが見やすいと思います。

それから、施策目標1、2、3のところ、「前計画では」の前に少し文言が入りますね。これはもう落としてしまって、前計画ではこういうことをやりましたということが端的に分かるような仕組みにしたほうが良いと思います。大抵、この辺の文言というのは前後でいろいろなところと重なっているのです。そういうことも含めて、とにかく分かりやすく簡潔にするという意味では、やはり(1)は、①、②、③で、何をやってたのかということがすぐ分かるような形で処理したほうが良いのではないかなと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。

○貝澤委員 8ページの1番上、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」の設置の項目です。

ここは、どうなのでしょう。私は、オープンのおきに行ったきりで、あとは、通ったりはするのですけれども、余りゆっくりしないのですが、札幌市のアーティストや作家たちの作品をミナパでも紹介したり展示できるのであれば、展示するスペースあったかどうか分からないけれども、そういったことにつなげていくと良いなと思います。今は観光客も少なく販売にはつながらないかもしれませんが、紹介だけでも、いずれ販売につながっていくかもしれない、そういうことも計画していった良いのかなと思います。

今、札幌市の作家たちは、この新型コロナの影響で実際に相当苦しんでいるようです。例えば、交付金を使うということではできないと思いますが、実施できなかった事業等もあると思いますので、そういったものから札幌市の作家の作品を一時的に買い入れしたり、いずれ販売につながるけれども、今困っている人たちに何らかの方法がないのかと思うのですが、どうでしょうか、難しいでしょうか。

○松久委員長 事務局からは、いかがでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） この計画の策定とは中身が違う質問ですが、札幌市在住の作家の作品につきましては、オープン時は、今展示している道内作家の作品になっておりますけれども、今後につきましては、札幌市の作家にもいろいろご協力いただいて、ミナパもしくはアイヌ文化交流センターで展示できるような形で進められたらと考えております。

また、現在、札幌市の作家の方がいろいろお困りになっているというお話がありましたが、今考えているものにつきましては、まず、交付金事業ということもあり、国との調整も必要なものですから、新しい事業をすぐということはなかなかできないのですが、現在予定している事業については、前倒しでできるものはなるべく前倒しで、なるべく集まらないでできる事業ということで、ご家庭でできる民具の制作について、前倒しでできるように検討を進めているところでございます。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○阿部委員 9ページの真ん中の推進施策2のいわゆる伝統的生活空間、イオルのことなのですけれども、冒頭でもこのイオルの問題があって、白老町はこうだ、平取町はこうだ、だから、札幌市はこうなのだというのは絶対納得できない話です。私たちは、15年前に、このイオル計画を北海道と一緒にやってつくってやってきているわけですよ。そのときに、私たちは7つ要望したのですが、白老町と平取町だけが1億円近くで札幌市は何百万円で良いなんて、そんなことはどこに書いてありますか。

このイオルというのは、いわゆるアイヌ文化をやるために必要なことなのですから、絶対に、どこだって必要なのです。私たちは、この札幌市にイオルというのはなぜ必要かということ、道にも、国にも、市にも出していますから、札幌市だって、あのときにイオルの場所が10カ所ありますよとやってくれたではないですか。

私が1番驚いたのは、今の小金湯のところからずっとあの山の向こうの洞爺湖のほうまで、国有地で、これは使えますよと当時アイヌ作家が言ってくれたのですよ。だから、私は、これが絶対にできると思っていたし、トリカブトなんて石狩のトリカブトが1番なのです。そういう特別な事情もある石狩なのだから絶対にやっていただきたいし、もうそんな聞いたら清田とかは何百坪ではないですか、恥ずかしくて、お金も何百万円で、とてもではないですけれども、これはちょっとひどいですよ。

やはりそういうことをしっかりと、これはもう1回、国に対していろいろと情報を聞いてみると、何か交付金でいろいろと、あれはだめだ、これはだめだと言っているらしいけれども、そうではなくて、15年前に北海道として国に対して出している報告書があるのですから、それを7カ所のところで、それぞれのアイヌが文化をやっていくために必要なのだと訴えて国が納得したことなのですからね。私は、これは国会議員にも言ってありして、それをちゃんとやってちょうだいねと今お願いしています。このことについては、イオルについては、しっかりと、少なくとも平取町、白老町並みにやっていきましょうよ、是非よろしくお願ひします。

これは財団にも言っております。アイヌ民族文化財団はもうイオルをやめたと言っているから、ふざけるのではないと私は言っておりますから。あなた方は15年も持っていたいろいろなデータや要望があるでしょう、それを市町村の方に教えてあげてくださいよと言ったら、分かりましたと言っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、次をお願いします。

○事務局(山本制度担当係長) それでは、最後になりますが、13ページ、第4章に移らせていただきます。

こちらの第4章は、先ほど計画の目的から変更させていただいた基本理念、それから、施策目標について記載をしております。

既に、この委員会で、基本理念、それから、計画の体系ということでご確認いただきましたので、この施策目標5点につきまして詳細な説明は省略させていただきます。

主に、こちらの第4章で触れておりますことは、まず、基本理念がどういった内容なのかというところ、それから、2番、施策目標それぞれ1つずつについて、説明を加えた内容になっております。

簡単ではございますけれども、第4章の説明は以上でございます。

○松久委員長 ここにつきまして、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

○本田委員 11ページに課題というのが書かれていると思うのですが、その(1)が伝統文化を継承する人材の育成ということで、その課題に伝統文化に関わる活動を主たる職業とすることが難しい状況にあることもあり、今はそういう状況にはないというふうに書かれています。これが課題だということでしたら、やはりこちらの施策目標にそこと連動したようなものは何らかあってしかるべきかなというふうに思いました。

こういう課題があるということ指摘しつ放しですと、結局つながっていきません。そうすると、やはり13ページの下(1)アイヌ文化の保存・継承・振興のところに盛り込んでいただきたいと思えます。

ところが、14ページの1番上、続いていますけれども、正直、客観的な、ぼんやりとした記述になっています。確かに、施策目標に余り細かいことは書けないのかもしれないのですが、やはり課題として挙げたものと連動している項目だと思えますので、ここについては、しっかり書き込んでいただきたいと思えます。

つまり、私は、1番の問題は、今、伝統文化に関わる活動を主たる職業とすることができていないということが大きな課題だと思っております。今、当大学で若者たちを育成しても、結局、全部ウポポイに行くしかない。いろいろな地方で、自分のふるさとで活躍したいと思っている若者たちがその場を得ていないということが今の1番大きな問題だと思っております。そこに対して札幌市はどういう施策をこれから目標としていくのかというこ

とを、やはりしっかり検討していただきたいというふうに思います。

○松久委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○多原委員 11ページの課題の(4)と(5)についてお聞きしたいと思います。

これも数年前からアイヌ民芸品の常設的な販売場所がないということが、この大きな都市で非常に残念なところですよ。ニーズはたくさんあると思いますが、個人では販売場所の確保が難しい状況です。今後どのように常設的な場所を設置していただけるのか。

もう1つ、アイヌ民族の交流・継承の場の確保ですが、ここに共同利用館のことが書かれています。小金湯にも札幌市アイヌ文化交流センターがありまして、文化の発信にはとても良いところですよ。ただ、しかし、そこまで行って文化の伝承、継承をすることは場所が遠いので大変だと言われています。札幌市共同利用館もかなり老朽化しているところをいろいろ直していただき、ここに集まる仲間たちが非常に多くなっています。だから、文化伝承のこともそうですし、今、このような社会状況で高齢化も進んだりとか核家族化があったりすると、集まる場所ということが非常に大事になってきます。今後、札幌のアイヌと協議の上、もっと使いやすくなるよう、是非考えていただきたいと思います。

コメントがあったらお願いいたします。

○事務局(丹尾市民生活部長) また見直していくことになると思いますけれども、現在策定している国に提出した地域計画の中では、まず、最初に、お話のあった常設的な民芸品の販売場所を令和4年度末までに整備をしたいということで盛り込んでおります。そのために、今年度もブランド化の調査ですとか定期的な販売会の開催などを想定しております。昨年度、業者に委託をして、道内、特に札幌市内ですけれども、いろいろな作家や業者にもお話を聞いて、何がニーズ、何が課題かというところを把握しております。

札幌市は、10年来、こういう販売場所をつくりたいと言ってきて、なかなか実現しないのですが、実はこれは北海道も同じことおっしゃっているのです。なぜみんなが実現したいと思っているのにしないかという、今は商売にならないから担い手が育たない、ちゃんと売れるような場所に店を構えて売るためにはまだ収支が見通せないというような両方の問題があり、そういうことで、なかなか条件が揃わずできてこなかったのだと思います。

そこには、何らか、少なくとも場所を確保するというところで交付金を活用するなど行政の手助けが必要と考えますが、収支が見込める状態でスタートしたいということで今調査をしています。令和4年度を目標に進めていきたいということで交付金計画にも書いておりますので、そのように進めてまいります。

あとは、アイヌ民族の文化の交流・継承の場の確保も、今の10年計画のときから課題にはなっておりまして、今回、交付金できたということで、こういった形で具体化できるかはこれからご相談をしながらと思っております。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、最後に、全体を通して、どこでも結構です。ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

○北委員 今回の資料7の施策目標5の生活関連施策の推進に関連して、戻って、資料1の14ページの生活環境の整備に関してです。

やはり、アイヌ生活相談員、アイヌ教育相談員の配置の部分ですよね。そこで、私は前にも申し上げたのですが、相談件数は載っているのですけれども、どういったことで困っているのかわかるのか、本当にそういうのを可視化してというか、目で見えると良いな、そして、それがちゃんと改善されているのかわかりたいと思います。というのは、先ほどもおっしゃっていましたが、札幌アイヌ協会以外の団体名すら把握されていない札幌市が、アイヌ民族の方の正確な人数を本当に把握しているのかわかりたいと思います。

それと、もう1つ、アイヌ民族の児童生徒への学習支援ですけれども、これは夏季も冬季も5日間になっているのですが、これはやはり短いような気がするので、改善されると良いなと思っています。

○松久委員長 ただいまのご質問につきまして、事務局からはいかがでしょう。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 生活相談員の相談内容としまして、どういうものがあるか、どういうことに困っていて、その困っていることに対してどういうふうに変更しているのかといったところを詳しく情報として集めていません。どういうことで困っているといったところまでは、情報として件数、内容を把握しているのですけれども、改善に向けてどうやってアドバイスしているかといったところまでは追跡しておりませんので、今後はできるだけ改善内容も分かるような形で情報収集に努めたいと思います。

子どもたちの勉強会ですけれども、ここに記載されている部分は札幌市が事業として行っている部分で、1週間ぐらいしかないのですけれども、その他はアイヌ協会が子どもたちを集めて、ボランティアの先生の方々、教育相談員等々が教えています。そういった部分は補助金ということで対応させていただいて、この1週間だけ勉強しているというわけではなく、毎週土曜日、学習会を行っているところでございます。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○多原委員 ここに書かれておりませんが、全体的な希望として、今回、新しい法律ができて、今まで札幌市がやっていた様々な整備等に税金を使っただけ、また、その整備をするための民具の制作等をアイヌの人たちにとすることで努力されていることは、もう非常にありがたいことだと思っているのです。

この法律に制限があるからなかなか難しいのでしょうかけれども、アイヌ語やユーカラ、刺しゅうを学ぶとか身につける機会がなかった方が会員の中の4分の3以上おられます。その人たちも、何代前の先祖から同じようにアイヌとしてずっと大変な生活をされてきました。実態調査の数字の中で見ても、収入や雇用など、いろいろと大変な状況が分かります。

この法律をつくる時のヒアリング等で、こういった人たちの救済方法が何かないのだ

ろうか。文化伝承や、お話できたり、何かつくったりする人は良いけれども、それ以外の人たちを救済する方法、やはり協会の会員になっている人たちは、そういった期待もあるわけです。そのときに、例えば、共同利用館に集まって、必ずしもアイヌ文化の話や刺しゅうの話、アイヌ語ではなくても、自分のいろいろな経験をお話しして、若い人たち、また、市民に聞いてもらうような事業をつくっていきたいというふうに国の方が答えていたと思うのです。そういったことが今後できないかと思っているのですけれども、そのようなことを札幌市はどのようにお考えでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 具体的な事業についてのイメージは次回以降にご相談させていただくのですけれども、先ほど本田委員からも何を柱にするかというところに書き込みが足りないというお話がありましたが、今回、今の柱の段階で1番変わっているのは、アイヌ文化の継承と人材育成を1本盛り込んだということでもあります。今、多原委員からおっしゃっていただいたように、生活のこともあって、アイヌの方自身も文化継承がうまくいかない部分もあるというところで、今までは自然に継承してきた皆さんが市民の理解を得るために体験講座などをやってきましたけれども、アイヌ語、伝統文化や歴史など、民族の方自身がそういったことを学ぶような場が講座としてできないか、多原委員がおっしゃったように、体験を共有するような場、民族の方を対象とした講座になるのか分かりませんが、何かそういった事業ができないかというのは、国のご了解をいただく必要がありますが、今までいただいたご意見やご要望の中から想定はしております。そういったことを、次回以降にまたご意見として頂戴して、まとめていければなと思っております。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○貝澤委員 前回、エカシフチの温泉付き施設が欲しいという要望書がありましたよね。それについて、私は、エカシフチと若者をうまくつなげていく何らかの方法がないのだろうかと質問したところ、交付金という制度上、それは難しいという回答だったと思います。ただ、エカシフチと若者をつなぐためにはなら交付金制度を何か使えるような気がするのです。そこは定山溪という指定もあるのですが、何らかの方法は考えていないのかどうか、返答を下さい。

○事務局（丹尾市民生活部長） 温泉付きの公的ホームをつくってほしいという陳情に対しましては、財政市民委員会の中で、公的ホームを交付金で整備することは難しいというお答えは確かにさせていただいております。

ただ、この場でも何回か、貝澤委員からもお話を頂いている、エカシフチから若い世代にいろいろなことを引き継ぎたい、そういう場があってほしいというお話につきましては、交付金を使ってどんなふうを実現していくかは国とのご相談が必要ですが、何らかの形でそういった交流ができる場を設けたいということで、課題にも書かせていただいたところ です。

○貝澤委員 温泉付きは難しいと。何らかのつながりは……。

○事務局(丹尾市民生活部長) 交流継承の場をとの趣旨は生かせたらと思っております。

○貝澤委員 みんなで知恵を出し合えば何とかならないかなと思うのです。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、議題2につきましては以上とさせていただきたいと思います。

3. その他

○松久委員長 その他事項として、委員の皆様方から何か情報提供などはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局(山本制度担当係長) 最後になりますけれども、冒頭に説明もありましたとおり、前回の委員会の中で、交付金の内訳と申しましょうか、どういった内容か確認されたいというご要望を受けまして、内閣府のホームページで掲載されておりますものと同じものがございますが、こちらがご用意しました資料です。

○松久委員長 この資料につきまして何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 事務局から、ほかにありませんか。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 次回委員会の開催につきまして、委員の皆様のご都合を調整しましたところ、7月13日13時が皆さんの都合がよろしいようですので、開催をさせていただきたいと考えております。

ご多忙とは存じますけれども、ご参加いただきますよう、ご協力のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

4. 閉 会

○松久委員長 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了いたします。

以 上